

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京塚本町11番地		平成 23 年 9 月 29日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 公益社団法人京都保健会 理事長 三浦次郎 電話 075 - 813 - 5901					
主たる業種	病院 診療所等						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を5%以上削減する。						
計画を推進するための体制	理事長を本部長として、総務部をエコ拠点とし、省エネ通知通達を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,874.7 トン	2,788.3 トン	2,730.8 トン	2,673.3 トン	-5.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,874.7 トン	2,788.3 トン	2,730.8 トン	2,673.3 トン	-5.0 パーセント	
	目標の根拠	前ステージでは残念ながら目標達成には至らなかったため、1年目の取組目標は低く設定し、達成数値を意識化しステップアップ型で進めていく。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	医療施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積) × 1000	116.86	113.35	111.01	101.26	-7.16 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠 病院施設等でエアコン等を省エネ対応に更新する、成いは運行を見直す。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		0.0	11.0	29.0	64.0		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	省エネ運営にむけて管理運営や機能整備をすすめていく					
	(24)年度	エコドライブ等具体的な取り組みをすすめていく					
	(25)年度	5%削減目標達成にむけて、施設資源等の見直しをすすめていく					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	エコ出勤(マイカー出勤を控える)等の組織的に奨励する。医療従事者として健康と環境を結び付けられるように意識化する。					
	上記の措置を採用する理由	意識付けを行い行動目標として組織構成員への自覚を促す。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	医療・福祉・介護に関わる事業所として、人の命と生活を守る視点からCO2排出量削減やエネルギー問題などに対する意識を高めていけるように学習行動を行っていく。						
特記事項	老朽化している施設の改修をすすめ、エネルギー的にも効率的に運営できるように、事業の見直しを図る。基準年を平成22年の単年度にしている理由については、平成21年度中に診療所の廃止、通所介護事業所の移転廃止、診療所科の移管など事業展開があったため、平均値として算出する分母が適切ではないため、直近の22年度をもって基準年度とする。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。